

鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 8 月 1 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第52号**

鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
別表第4（第10条関係）			別表第4（第10条関係）		
格付工種	等級	順位	格付工種	等級	順位
略			略		
建築一般	A	<u>35</u>	建築一般	A	<u>40</u>
	略			略	
略			略		

附 則

この規則は、平成23年 8 月 1 日から施行する。